

	<h2>区職員の懲戒処分について</h2>
と き	6月11日(木)発表
と ころ	練馬区役所(豊玉北6-12-1)
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。	

【公表内容】

1 放射性物質に汚染された芝生養生シートの不適切な保管・管理

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

こども家庭部 統括課長 58歳 女性 減給1/20・1月

【既退職者】(所属部および職層は退職時点の内容)

教育振興部 統括課長 65歳 男性 減給1/20・1月(相当)

福祉部 部長 62歳 男性 戒告(相当)

教育振興部 部長 67歳 男性 減給1/20・1月(相当)(管理監督者)

※その他、関係職員16名(既退職者7名含む。)について、訓告などの措置を行った。

※「既退職者」について、退職後は地方公務員法が適用されないため処分を行えないが、減給相当の者(2名)については自主返納を求めている。

(2) 概要

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故に起因して放出された放射性物質により、区立中村小学校で使用していた芝生養生シートのうち3枚が汚染された。

この芝生養生シートは、「放射性物質汚染対処特措法(※)」に定める基準値を超える放射能濃度であったため、平成24年2月、環境省に指定廃棄物としての指定を申請し、練馬庁舎地下1階のPCB汚染物保管場所で保管した。

平成30年12月、環境省のサンプル採取調査に際し、状況確認をしたところ、芝生養生シートを亡失していることが判明した。

芝生養生シートの保管・管理に関わった関係職員について、厳格に保管・管理を行う責任があるところ、不適切な保管・管理により亡失する事態を招いたことは、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

※「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月法律第110号)

2 処分年月日

令和2年6月5日

3 参考(令和2年4月23日プレスリリース)

放射性物質に汚染された芝生養生シートの亡失および「芝生養生シートの管理等にかかる調査委員会」報告書について

【問い合わせ】

〔懲戒処分に関すること〕

練馬区 職員課 人事企画担当係 電話03-5984-1287

〔芝生養生シートの亡失に関すること〕

練馬区 学校施設課 管理係 電話03-5984-5723